



日本幼稚園協会編輯會の教育

東京女子高等師範學校校長 吉岡郷甫
附屬幼稚園主任 倉橋惣三

日本幼稚園協會規則

- 第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ル
(ヲ以テ目的トス)
- 第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ
關係アルモノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナルモノ
(トス)
- 第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五
錢ヲ醸出スヘシ、會員ハ無料ニテ本會發行
雑誌ノ配布ヲ受ケ又本會ノ事業ニ關シ諸種
ノ便宜ヲ受ケ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業
ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員
トナスコトアルヘシ
- 第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會
ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、モノニ
請ヒテ地方委員トナスコトアルヘシ
- 第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場
合ニヨリ臨時會スルコトヲ得
- 第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
(トス)
- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、會長一名 會務ヲ總理ス
二、副會長一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌
理ス
- 第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノト
評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長
ノ諮詢ニ應ス
- 第十一條 主幹 幹事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ
分掌ス
- 第十二條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノト
評議員ハ二ヶ年ヲ期
シテ會長ヨリ推舉スルモノトス
- 第十三條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二
以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコ
トヲ得ス

開催